

大学生育英奨学金規程

(通則)

第1条 この規程は生活協同組合コープさっぽろ及び子会社等を含むコープさっぽろグループ（以下「生協」という）が、家庭の経済的事情で進学を断念する子供たちが一人でも多く進学できることに寄与することを目的として、高等教育を希望する子どもたちの学資金支援の一助として、「コープさっぽろ大学生育英奨学金」制度（以下「本制度」という）を創設し、その規程を定めたものである。

(奨学生)

第2条 この規程の第3条の応募資格を満たし、第5条の応募・審査を行い第6条の合格通知を受けた者が、本制度における奨学生（以下「奨学生」という）となる。

(奨学生の応募資格)

第3条 奨学生に応募できる者は、次の要件を満たす学生に限るものとする。

- (1) 日本国籍を有していること。
- (2) 学校教育法第一条に定める「大学」に就学するまたはしている学生であること、および「高等専門学校」の4、5年生で就学している学生であること。
(※大学には短期大学、大学院を含む)
- (3) 世帯年収（両親等の年収）が1千万円を超えていないこと。
- (4) 当組合の店舗、宅配センター、工場等の事業所で、本規程第7条で定める「就労条件」でのアルバイト就労が可能であること。
- (5) 学生本人が生協の組合員であること若しくは組合員に加入することが可能であること。

(奨学金の給付及び金額)

第4条 本制度における奨学金および給付については次のとおりとする。

- (1) 奨学金は給付型とし、奨学生に返還の義務を負わせないものとする。
- (2) 選考にあたり他制度における奨学金の受給の有無は問わないものとする。
- (3) 奨学金の金額は年額25万円とし、一人の奨学生に対し最長で4年間100万円の給付を上限とする。
- (4) 奨学金は第11条に定める「給付可否決定基準」を満たす場合のみ給付を行うものとする。
- (5) 給付日は「給付可否決定基準」における期間終了後の3月25日とし、年額25万円を一括で給付する。
- (6) 奨学生としての期間は1年間とし、継続して奨学金の給付を受ける場合は年次ごとに応募を必要とする。
- (7) 奨学生の人数は年次500人程度とする。
- (8) 給付は奨学生指定の口座への振込をもって行うものとする。振込日が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日とする。

(募集と選考方法)

第5条 奨学生の募集・応募方法及び選考方法については次のとおりとする。

- (1) 募集案内は店内掲示、トドック折込、新聞、チラシ、ホームページ等で行うものとする。
- (2) 募集受付期間は1月11日から4月10日までとする。
- (3) 応募は生協ホームページより、オンラインで大学生育英奨学生エントリーフォームから必要な情報を入力して応募するものとする。
- (4) 選考はエントリーフォームの入力情報等をもって生協が審査を行う。

(合否の決定および通知)

第6条 奨学生の合否決定日は4月末日とし、合否の決定通知は奨学金アルバイト採用通知書を送付する方法で行うものとする。

(奨学生との雇用契約・就労条件)

第7条 奨学生合格者は、生協が指定する事業所において次の各号の就労条件等について確認し、双方合意の上、雇用契約を締結するものとする。

- (1) 就労にかかる諸条件等は、原則として「アルバイト職員就業規則」に基づくものとする。
- (2) 雇用期間は1年以下とし、第11条の「給付可否決定基準」における期間を満たすことができる期間とする。
- (3) 就業時間は週15時間から19時間の範囲を基本とする。
- (4) 雇用契約締結にあたり、奨学生は、生協が別に定める「アルバイト職員就業規則」第7条に掲げる手続き書類のほか、「在籍する大学等の在学証明書」を提出するものとする。
- (5) 転居等により所定の事業所での通勤が困難になる場合には、双方合意の上、通勤可能な事業所にて契約・就労できるものとする。
- (6) 1ヶ月の就業時間は45時間以上とする。なお1ヶ月とは11日から翌月10日までとする。

(異動の届出)

第8条 奨学生及び奨学生の保護者は次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出なければならないものとする。

- (1) 休学、転学または退学する場合。
- (2) 奨学生本人または保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合。
- (3) 奨学生が死亡した場合。(保護者等からの届出)

(奨学生の取り消し等)

第9条 奨学生として合格した者が次の事項に該当した場合、当組合は奨学生の決定を取り消すものとする。

- (1) 奨学生として合格した者が、雇用契約締結前に第3条に定める大学等へ入学しなかった場合。
- (2) 奨学生応募時のエントリー情報に、第3条および第10条に定める事項に違反または偽りが発覚した場合。
- (3) 奨学生として合格した者が、雇用契約締結時に奨学生の都合により契約締結に至らなかった場

合。

(4) 奨学生として合格し雇用契約を締結した者が、退学等の理由により就学不能となった場合。

(反社会的勢力の排除)

第10条 次の各号に該当する者は、生協の奨学生となることはできない。

- (1) 本人および生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

(給付可否決定基準)

第11条 奨学金の給付可否決定は、「アルバイト職員就業規則」を遵守しながら、次の各号の算定期間における達成基準時間を超える就労が確認できた場合に、奨学金給付決定とし給付を行うものとする。

- (1) 通算就労時間の算定期間 : 5月11日から翌年2月10日の9か月間とする
- (2) 上記における達成基準時間 : 570時間（有給休暇は通算就労時間に含めない）
- (3) 給付可否決定にあたっては上記算定期間の末日において在職かつ在学していることを前提とする。
- (4) 奨学金給付決定の可否通知は登録のメールアドレスへ送付するものとする。

(奨学金の返還請求)

第12条 既に奨学金の給付を実施した奨学生について、本規程第9条第2項の事実が発覚した場合、生協は支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができるものとする。

(奨学生の地位・奨学金受給辞退)

第13条 奨学生は、奨学生の地位の取消および奨学金受給の辞退をいつでも申し出ることができるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事長が行う。

(施行期日)

第15条 この規程は2017年1月1日より施行する。

2017年10月21日 改定